

兵庫県加古川警察署との特殊詐欺の被害防止に関する協定について

1 目的

高齢者を狙った特殊詐欺の被害が多発している現状を踏まえ、本市と兵庫県加古川警察署が緊密な連携の下、特殊詐欺の被害に遭うおそれが高いと認められる高齢者に関する情報を共有し、被害を防止するために必要な支援を行うことにより、高齢者が安全に安心して暮らすことができる社会を実現することを目的とする。

2 情報の共有及び活用

兵庫県警察が各種警察活動を通じて、本市に居住し、特殊詐欺の被害に遭うおそれが高いと認められる高齢者（以下「対象高齢者」という。）を把握した場合は、市を通じて、地域包括支援センター等の関係機関に対して当該対象高齢者の個人情報等を提供することについて、本人の同意を得た上で、本市へ情報を提供する。

3 情報提供の対象となる高齢者

本市に居住する65歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者

(1) 特殊詐欺の被害者又は他者からの指摘により被害を未然防止された者のうち、次のいずれかに該当する者

イ 過去にも特殊詐欺の被害に遭った経験や他者からの指摘により特殊詐欺被害を未然防止された経験を有する者

ロ 自身が特殊詐欺の被害に遭ったこと又は遭いかけていたことを正しく理解できていない者

(2) 特殊詐欺事件等の捜査の過程で警察が押収した名簿に登載されていた者で、警察官が、名簿登載事実を告げた上で防犯指導を行ったものの、その趣旨が理解できておらず、今後、特殊詐欺の被害に遭う蓋然性が認められる者

4 協定締結日（予定）

令和6年3月11日（月）

5 今後の展開

令和6年4月1日より加古川警察署からの情報提供を開始し、福祉的な支援につなげることで、被害防止を図っていく。